

# 広聴特別委員会記録

令和3年7月8日

【開催日】 令和3年7月8日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前11時9分

【出席委員】

委員長	吉永美子	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	水津治	委員	杉本保喜
委員	高松秀樹	委員	中村博行
委員	長谷川知司	委員	宮本政志
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【事務局出席者】

議会事務局次長	島津克則	庶務調査係長	田中洋子
---------	------	--------	------

【審査内容】

- 1 モニター意見について
- 2 その他

---

午前9時30分 開会

---

吉永美子委員長 皆様おはようございます。広聴特別委員会を開催いたします。

皆様のお手元の付議事項1、モニター意見についてですが、頂いた意見をどの委員会に振り分けるかを話し合います。頂いた意見は、6月10日付け、6月15日付け、6月24日付け、それに6月28日付けで合計4件あります。令和3年6月30日までを市議会モニターの任期として意見を頂いているところであり、今回議論するものが今期の最後の意

見です。この4件の議論等をどの委員会に振り分けるかを、広聴特別委員会で決めたいと思います。まず、6月10日付けで市議会モニターの樋口さんから頂いている意見で、7点の意見及び質問があります。1点目、「令和2年12月10日の「議員と議会人の違い」等についての質問に対しての回答をいただきましたが、小学生を相手に返答しているように思えます。質問の真意を感じ取ることができない議会であるならばモニター制度自体の存在価値があるのかどうかさえ疑問に思えてしまいます。今一度明確にご教授願いたい。」という御意見ですが、この点について御意見等がありますか。

長谷川知司委員 真意を感じ取れないということであれば、真意が分かるように質問していただきたいと思います。

吉永美子委員長 そういう御意見ですね。ほかに御意見ございますか。この件は、議会運営委員会に議論をお願いし、議会の考えと対応としては、「議会人とは組織の中の一人のことであり、議員とは個人一人のことであると考えます。」と回答しています。ほかの委員の皆様から御意見はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、この件については、また議会運営委員会に対応していただいてよろしいでしょうか。

長谷川知司委員 議会運営委員会に戻すのではなく、広聴特別委員会の中で、今私が言ったことを含めて協議していただきたいと思います。

吉永美子委員長 協議をしていただきたいということですが、皆様いかがでしょうか。長谷川委員の意見は、私たちに真意が伝わる質問をしていただきたいということでしたね。（「はい」と呼ぶ者あり）いかがでしょうか。

宮本政志委員 議会運営委員会で、質問の真意についての議論はあったんでしょうか。

長谷川知司委員 質問文書を見て、皆がきちんと考えて書いた回答です。それが勘違いと言うのであれば、「議会運営委員会が悪い」という一方的な意見でなく、質問者自身の文書がどうだったのか、もっと分かりやすい文書を提出するべきではないかと思います。

宮本政志委員 市議会モニターの質問の真意を明確にして質問を再度提出していただきたいとおっしゃっているんですね。再提出があった場合には、議会運営委員会で行うのか、それとも広聴特別委員会で行うのかという議論に入っているんですか。（発言する者あり）

長谷川知司委員 この人は常にそうなんですが、もっと分かりやすい、回答しやすい質問であればいいなと思います。私たちの考えたことが的外れしているのであれば、外れないような質問をされるのが本当ではないかと思います。

吉永美子委員長 このときの市議会モニターの意見及び質問は、「前々から議員活動と議会活動の違いが分かりにくく感じています。すなわち、議員と議会人の違いです。これを踏まえて、モニター活動をしなければならぬと考えていますがよく分かりません。議員皆さんの共通認識として、いかなるものか教えてください」というものでした。

長谷川知司委員 私が言っているのは私個人の考えであり、皆様がもう一回議会運営委員会に返すということであれば、それに従います。しかし、ただ議会運営委員会に返すのではなく、一度この場で私が言ったことについて確認してほしいということです。

吉永美子委員長 ほかの委員から何かありませんか。しばらく考えていただくために、9時45分まで休憩します。

---

午前9時38分 休憩

---

---

午前9時45分 再開

---

吉永美子委員長 45分再開としておりましたが、休憩を延長し、暫時休憩とします。

---

午前9時45分 休憩

---

---

午前10時2分 再開

---

吉永美子委員長 広聴特別委員会を再開します。先ほどの件について、議会運営委員会で議論したときの会議録を見えています。広聴特別委員会としては、前回の回答にもう少し言葉を加えて、この方の真意をより感じ取ることができるようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように広聴特別委員会で回答します。それでは2点目、「令和3年1月26日の「政策討論会の開催」等についての意見について回答を頂きましたが、「どのような方法があるか考えていきます」とは議員の資格が問われる回答だと思っています。「政策立案」に拘ることなく様々な議論がこの山陽小野田市議会が必要であるとの認識がないのでしょうか。明確な回答を求めます。」についてです。このときの回答は、「最近、政策討論会を行っていません。今のままでは政策立案に至らないため、どのような方法があるか考えていきます。」ということで、もっと明確な回答を求めておられますが、この点について皆様から御意見がありますか。このときの担当は議会運営委員会でしたね。（「はい」と呼ぶ者あり）議会運営委員会の委員がこの場におられますが、いかがですか。

長谷川知司委員 私ばかり発言してはいけないでしょうが、「どのような方法があるか考えていきます。」ということなので、これについては今後、

議会運営委員会の中で具体的な方法を話していくべきだと思います。今、「考えます」と言っているのです、このまま置いておいてもらいたいですね。

吉永美子委員長 ほかの方はいかがですか。簡単に回答が出る話ではないと思います。議会運営委員会の副委員長がおられますが、この点については、いかがですか。

伊場勇委員 この回答の「どのような方法があるか考えていきます」という表現の仕方にも市議会モニターの方は疑問を持たれたのかと思っています。具体的な取組、例えば、研修等を行うなどの議論があつてしかるべきであつたと思っています。ただ、この政策討論会はもうずっと行っていませんので、絶対やらなきゃいけないことではないかもしれませんが、政策討論会を行うべきと思っています。この市議会モニターの質問には、なぜできていないのかをもっと追求すべきじゃないかということも、質問に含まれているんじゃないかと思っています。もう少し具体的な対策をしっかりと考え、検討し、そして実現に向けて取り組んでいくということを回答にもうちょっと書き加えるべきだつたと思います。

吉永美子委員長 ここに議会運営委員会の正副委員長がおられますが、議会運営委員会でもう少し具体的な回答を行うということによろしいのでしょうか。

高松秀樹委員 議会運営委員会では、ここに書いてあるとおり「どのような方法があるか考えていきます。」と答えるにとどめているんです。その後についてはいろいろ考えていくべきと思いますが、議会運営委員会ではその後の議論はしていません。僕個人の意見としては、政策討論会の実施要綱には、いろいろな制度上の欠陥があると思っていますので、この実施要綱の改正も含めて議論していかなければならないと思っています。制度上の問題点とは、議員全員で政策を議論しましょうとなって

いる、つまり、議長が座長になり、残りの21人が議論すると。過去に政策討論を行ったときは、運営の方法として一人ずつに意見を言わせて、それで基本的には終わってしまい、討論になりません。21人もいたら最初から討論になるわけがないんです。この制度を作ったときは、その部分を想定しておらず、しっかり議論ができるだろうと思っていました。しかし、現実には何度か行って、これがなかなか難しいことが分かりました。だから例えば、会派の代表者、又は会派に入っていない者の中から3人につき1人をあて、代表者同士が議論するなどそういう形にしなければいけないと思っています。また、会派の代表者又は会派に入っていない議員が政策討論会の発議をできると思います。必要性を感じなければ発議しないですよ。さらに、政策討論会の制度そのものをよく分かっていない議員にとっては発議が難しいため、啓蒙活動も行わない限り、政策討論会が行われなれないと思います。しかし、政策討論会のみが政策立案に資するわけではないので、議会として政策立案の方法をいろいろ考えなければいけないですね。言われることはもっともです。議会は、チェック機能だけではなく、政策の立案もしっかり行っていかなければいけないので、実施要綱の改正も含めて抜本的に考えていく必要があると思っています。

吉永美子委員長 担当する委員会はどこが良いと思いますか。議会運営委員会にするのか、広聴特別委員会にするのかということです。

高松秀樹委員 議会運営委員会では一定の結論が出ていますので、議論するならば、広聴特別委員会で行い、回答を作るのが良いと思います。

吉永美子委員長 ほかの委員の皆様はいかがでしょう。議会運営委員会での議論の際に政策討論会実施要綱の改正についての議論はしていませんね。では、やはり議会運営委員会で議論していただく必要があるのではないのでしょうか。市議会モニターからの意見をきっかけにして、実施要綱の改正を含めて抜本的に考えていくという意見が出ているので、一

度、議会運営委員会に戻してはいかがでしょうか。

高松秀樹委員 戻すのはいいんですけど、広聴特別委員会には議会運営委員会のメンバー以外の方々もたくさんいます。そういう方々からの意見を頂いた上で、議会運営委員会に戻していただくと良いです。そうしなければ、議運のメンバーは同じなので再び同じ結論になりかねないと思います。

吉永美子委員長 特に議会運営委員会の委員でない委員から意見を求めます。

宮本政志委員 広聴特別委員会で議会運営委員会の回答を議論し、その上で議会運営委員会に戻して、議会運営委員会がどんな方法があるかを今から考えていきますと議会運営委員会の委員長が言われました。それが議会運営委員会として良いのか、あるいは、議会運営委員会が「今からどのような方法があるか考えていく」と回答しているのか、その方法が出てから議論していくのがいいのか、分かりません。議会運営委員会が「今からどのような方法があるかを考えていく」と回答しているということは、今後議論されるんですね。でしたら、広聴特別委員会でこれを議論するより、議会運営委員会に差し戻したらいいと思っています。

高松秀樹委員 たくさんの方が集まっているので、皆様から参考意見を頂き、それを基にという話をしていただきたい。

吉永美子委員長 特に議会運営委員会の委員でない委員から意見があればお願いします。

中岡英二副委員長 議会運営委員会で話を進めていただきたいと思います。今、議会運営委員会のメンバーも少ないです。議会運営委員会の中でほかの議員の政策討論会に関する意見が聞きたいということであれば、もう一度広聴特別委員会に返していただき、審議すれば良いと思います。

高松秀樹委員　せっかく集まっていますので、御意見があれば、今、頂きたいです。議会運営委員会に戻るのであれば、その御意見を参考に協議したいと思います。

奥良秀委員　先ほど、議会運営委員会の委員長は、「これ以上の回答はない」ということでしたが、副委員長は「こういう言葉を付け足したほうが良い」ということでしたね。今、このような発言が出るのは、議会運営委員会の回答に漏れがあったためだと思います。この市議会モニターの意見に対しては、調整ができてなかったことが酌み取れましたので、その辺は議会運営委員会で調整していただきたいと思います。また、政策討論会を今後どうするかは、議会運営委員会の委員長から「今後検討します」といわれたので、いつ検討されるのかは分かりませんが、前向きな回答が出されているので、その方向で進めていただければ良いと思います。

吉永美子委員長　ほかの委員からはありませんか。では、今の御意見をもって、議会運営委員会で再度議論していただきたいと思います。2点目について、ほかに何かありませんか。

中村博行委員　過去の政策討論会のテーマは、身に迫ったものでした。市民に直結したことが起こる際は、いや応なしに政策討論が必要になると思うんです。ですから、テーマを無理やり探すのではなく、議会報告会等いろいろなツールで市民から意見があるときにテーマを求めていけば良いと思うんです。実施要綱の改正等は議会運営委員会で調整していただき、改選により新しい議員も現れると思いますので、議員全員がこの制度の趣旨を理解していく方向に進んだら良いと思います。これからの大きなテーマは、水道の広域化などがありますね。これはもう政策討論せざるを得ないと思うんですね。ほかにも公共交通等でも、各地域で、いろいろな課題があります。テーマは、いろいろなツールの中から拾い上げれば良いんじゃないかと思います。

吉永美子委員長 ほかに皆様からはありませんか。私は、議会運営委員会に委員外議員として出席しています。なかなか政策討論会を行えていない原因の一つは、政策討論会をし、政策提言をしていくという流れができていないことだと思っていました。大分市の子供に関する条例が議会提案条例だったので、民生福祉常任委員会で大分市議会に視察に行ったことがあります。そこでは、政策を打ち出す仕組みが作られていたんですよ。もちろん、何でも出せば良いというものではありませんが、議会として執行部に対して政策を提案できる体制づくりを議論していくことが必要じゃないかと思っています。そういったところは、事務局を通して調査していただくとうれしいです。議会改革を行っていますので、議会から政策立案ができるようにもっと頑張っていきたいという思いです。

宮本政志委員 政策討論会をどんどん充実させれば、全てが政策立案につながるという考えには少し疑問があります。政策討論会は、あくまでも重要なツールの一つとして、議会運営委員会で委員外議員を募っていただき、実施の変更を含めて議論していきたいと思います。

高松秀樹委員 補足ですが、政策討論会で政策立案していくといいますが、討論会は、委員会ではなく、単に協議する場でしかないんです。しかし、共通認識を図ると要綱に書かれています。共通認識を図るには格好の場面、例えば水道の広域化やLABVがあります。LABVは、総務文教常任委員会に一任していますが、例えば、政策討論会の中で皆さんの意見を聞いて、その意見を基に総務文教常任委員会で審査するという目的もありますので、いろいろなやり方があると思います。しかし、これはツールの一つなんですよ。政策立案イコール政策討論会じゃないんです。そこをよく考えながら進めて行かなくてはならないと思っています。

吉永美子委員長 実施要綱の中に意見の活用とか政策立案、執行機関への政策提言とかが書いてあるので、政策討論会にそういう意味合いはあると思っています。それがもっと進めば良いという思いを持っています。

高松秀樹委員 委員長の言うとおりで。そのためには、もう少しきちんと仕組みを作っておく必要があります。今のところ討論会をしたから政策立案につながる、22人の意見が全部同じ方向に向くというのはなかなかあり得ない話になると思うんです。しかし、委員長の言うことが望ましいんです。そのために今後何をしたら良いのか。議会は、これまで監視機能だけを求められていたんですが、政策立案機能を持って、それをしっかり行うという意味では、政策討論会は良いツールであるので、あとはこれをどう使うかは、改選後の議会の課題になるかもしれませんが、しっかりやっていく必要があると思います。

吉永美子委員長 ほかの委員の皆様からはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今の意見を参考にして議会運営委員会で再度議論していただきたいと思うので、よろしくお願いします。では、3点目に入ります。「令和3年1月26日の会派についての質問・意見に対するの回答を頂きました。ネットで拝見した限りでは、会派の理念をホームページに掲載することが決定されたと思っておりますが違うのでしょうか。」ということです。

伊場勇委員 会派の理念のホームページ掲載については、議会運営委員会の中で、掲載してもいいんじゃないかというぐらいのニュアンスで話しており、今後もしっかり協議しようということでこういった回答になったと思います。市議会モニターからの質問の意図は「早く取り組んだらどうですか」ということかと思っています。いつ話し合って、いつから掲載するということは、改選後になるのか、それとも、現在、会派制をしていますが、直ちに行うべきかを議会運営委員会で話し合えば良いと思っています。

吉永美子委員長 当時の回答は、「会派は、政策を中心に同一の理念を共有して、政策立案及び政策提言に資するものです。掲載については、貴重な

御意見として承ります。」ということで、ホームページに掲載すると決定していないということですね。

伊場勇委員 決定していないと思っています。

吉永美子委員長 まだ決定には至っていないということです。議会運営委員会にお願いするまでもなく、議会運営委員会の正副委員長がいますので、広聴特別委員会として、そういった形で回答したいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）4点目ですが、「事実であった場合に、ホームページに会派理念が掲載されるのであれば、いつまでに掲載するかを何故協議されないのでしょうか。」とあります。事実ではなかったんですが、この辺はやはりもっと議論すべきだということですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことですが、議会運営委員会で、この4点目については、「貴重な御意見として承ります。」とされていたので、今後どうするかということを経験していただくということでもよろしいでしょうか。

長谷川知司委員 議会運営委員会に割り振っていただければ、審議します。

吉永美子委員長 では、3点目と4点目は、セットのほうがよろしいですね。議会運営委員会の担当にします。

宮本政志委員 会派を組んでいらっしゃる方々は、当然、共通理念があるはずです。これをホームページに掲載できない理由は見受けられないので、掲載していただきたいと思います。

奥良秀委員 6月定例会の代表質問では、会派の理念を前段部分でお話しされていますので、掲載できない理由がよく分かりません。その辺りもよく議論していただきたいと思います。

吉永美子委員長 市議会モニターからのアンケートの中に、市議会ホームページの会派別名簿等に会派の理念を載せたらどうかという御意見がありました。それに対しては、委員から、「会派制をしいており、また、山陽野田市議会基本条例の規定により、理念を持って会派を形成しているため、それを公表することは何ら問題ないと思います」と言われました。そのため、広聴特別委員会としては、理念を載せたほうが良いという意見とまとめました。市議会モニターのアンケートに対しての御意見ということ踏まえて、是非議会運営委員会で議論していただきたいと思います。では、換気のため、35分まで休憩します。

---

午前10時27分 休憩

---

---

午前10時35分 再開

---

吉永美子委員長 それでは休憩を閉じまして、広聴特別委員会を再開いたします。次の5点目は、6点目とつながりますので、併せて行いたいと思います。5点目、「今年度6月定例会一般質問で吉永議員が冒頭に副市長の悪口を言っていました。これは一般質問のあり方としてふさわしいのか教えてください。委員会中のことを委員長でもない、いち委員がしかも本会議場の一般質問でする内容とは思えません。」6点目、「上記5.の吉永議員の発言について問題があるとしたら本会議場において（執行部も居るという意味で）議長からの注意なりあってしかるべきではないか。開かれた議会において、なあなあで済ますことは問題があると考えますがいかがでしょうか。市民は見ています。」という御意見ですが、これに対して委員の皆様から御意見はありますか。

宮本政志委員 5点目については、一般質問と全く関係ない発言を一般質問にするのはいかがかという主旨だと思います。内容が副市長の悪口であろうとなんだろうと、つまり、一般質問では、一般質問に関連することのみを発言すべきではないかという御意見だと受け取りました。しかし、

それを言うと、ほとんどの議員が冒頭で一般質問に入る前にいろいろな歴史の話とか天気の話とかをしますね。そういった発言もできなくなるし、また、議長はそういった発言の全てを注意し、もしくは止めなくてはいけなくなります。基本的にこれは、議員個人の一般質問の捉え方、一般質問とは何かを理解して挑めばいいんじゃないかと思しますので、回答が非常に難しいんですが、いかがでしょう。

高松秀樹委員 その前に、「吉永議員が冒頭に副市長の悪口を言っていました」とありますが、実際に一般質問の冒頭に、どういう発言があったのかを確認したいです。

吉永美子委員長 分かりました。ただ、その前に2点申し上げます。まず5点目で、委員会と言われておりますが、これは本会議場でのことを申し上げており、委員会のことではありません。もう1点は、議長が関わっていただいていたことでしたので、議長に申出をした上で発言をしております。それでは読み上げます。「皆様、こんにちは。私は公明党の吉永美子でございます。一般質問に入ります前に一言申し上げます。去る3月議会の一般質問で、副市長が委員長の指名を受けずに発言するという不規則発言をされたことが残念であったと私は述べました。これに対し、答弁の際、副市長より「心外でございます。不規則発言は取り消していただきたいと思っております。」との発言がありました。その後、議長を介して発言の削除依頼の申出をしましたが、拒否をされましたこと、こちらこそ心外でございますと申し上げさせていただきます。それでは6月議会の一般質問させていただきます。」という発言をしておりました。

高松秀樹委員 副市長の心外でありますうんぬんは、どういう場面で発言があったんですか。一般質問のときにあったんですか。

吉永美子委員長 答弁の冒頭で言われました。

高松秀樹委員 議長に申出と言われましたが、どういう申出をされたんですか。

吉永美子委員長 お願いをしたということですが、「心外でございます。不規則発言を取り消していただきたいと思います。」という、3月議会での発言があったことに対して、議長を介して、3月議会中に発言の削除をお願いしましたが、受け入れていただけなかったということがありました。そこで、議長に関わっていただきましたので、要はもう削除していただいたら、もうそれで終わっていたんですが、私からすると誤解をされて、不規則発言を取り消していただきたいと思いますと、要は不規則発言を委員会ですれたことは事実ですので、それを取り消していただきたいと思いますというのは誤解をされて言われたんだなと思ったんですが、ちゃちゃって言われたので、何て言われたのかちょっと分からなかったんですね。それで後で記録を見たときに、誤解されていると思ひまして、削除のお願いをしたことがあったわけです。ですので、発言をする前に、あのままになっているので一言申し上げさせていただきたいというお願いの申出を議長にしました。

高松秀樹委員 この問題は、議員の公式の発言に関することになると思います。公式な発言に関しては、それがいわゆる不規則発言なのか不穏当発言なのかというところですけど、まず、これは一般質問中であるので、いわゆるやじ等の不規則発言ではないということが一つあります。次に、不穏当発言に当たるかというところは、一番引っかかるのが相手にとって不快な質問や発言かどうかというところですが、これは当てはまらないなという気がしております。そのため、吉永議員の発言に対して、何らかの処置をする必要はないと思っています。更に言うと、ふさわしくない部類の発言だが、許容範囲内であったと思っています。この手の発言を抑制すると、ほかの議員の発言も抑制される結果になりかねないことから、問題にする内容ではないと思います。

吉永美子委員長 ほかの委員の皆様はいかがですか。担当委員会はどこにしま

すか。（発言する者あり）問題にするべきことではないという発言から担当委員会をどうするかということです。担当委員会を決めなくても良いということでしょうか。

高松秀樹委員 私は先ほどの発言のとおりに思っています。委員の皆様も同様であれば、今の内容を中心に広聴特別委員会で回答を作れば、議会運営委員会に持って行く必要はないと思います。

長谷川知司委員 一般質問であれば、普通、執行部が答えることができますが、その前に一方的に述べて、相手からの答弁を求めないような発言は、一般質問とは違うと思います。その中で述べるに当たって、私たちには中身が分からない、また市民の方にもどういう状況か分からない、これを聞いただけであれば、理解しにくい内容だったと思うんです。私も確かに発言に違和感を覚えました。議長におかれても、申出をしているということでしたが、それを了解されてはいないのではないかと思います。そういう中で言われたので、果たしていかなものかという考えが残っています。

伊場勇委員 吉永議員の発言が一般質問の在り方としてふさわしいかどうかは、議会運営委員会で話すべきなんじゃないかと思っています。僕もふさわしいとは感じませんでした。それを注意するかどうかは一つの論点です。個人的には注意するほどではないかと思いますが、在り方としてふさわしいかどうか、それを注意すべきかどうかは、議会運営委員会に割り振り、ここにいない議会運営委員会のメンバーも含めて議論するべきではないかと思っています。

吉永美子委員長 1点だけ申し上げておきたいのは、後段の「委員会中のことを委員長でもない、いち委員がしかも本会議場の一般質問でする内容とは思えません。」というところには少し異論があります。3月の本会議のことを申し上げており、委員会のことを申し上げておりません。

高松秀樹委員 委員会中のことを委員長でもない委員が、本会議場の一般質問でするのは、別に悪いことではないですよ。事実関係は別にしても、それは全く問題ないと思っています。

吉永美子委員長 悪いとかではなく、言われているところは、委員会のことではありませんと申し上げたところです。

高松秀樹委員 これは、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会での話ですよ。たしか、副市長が委員長の指名を受けずに、勝手に発言したことから始まっている話だと思います。それで、本会議場でこういう話をしたんですけど、率直に言って、活発で良いんじゃないかというレベルの問題ですよ。委員会運営上、本議会運営上、ふさわしいかどうかで言えば、ふさわしくはないですよ。しかし、議長もこういうこともあるだろうという想定の中で議会運営を進めていらっしゃると理解しています。6番の「議長からの注意なりあってしかるべきではないか。」という意見ですが、例えば、吉永議員が一般質問中にもかかわらず質問をせず、延々と長時間掛けて話しているということであれば、議長の注意の対象になるべきだと思います。しかし、短時間だったと思います。短時間を瞬発的に議長が注意することは僕はあり得ないと思っていますので、ここもそんなに取り上げて、我々が議論すべき問題ではないと思っています。

吉永美子委員長 副委員長はいかがでしょう。

中岡英二副委員長 これは、一般質問のやり方というか、ある程度本人の言いたいことが言える場だと理解しています。たしかに、吉永議員が言われたときには、一瞬違和感がありました。しかし、こうして話していく中で、ある程度の一般質問での議員としての意見の述べ方は、どこまでが良いのか、どこまでが悪いのかというのは、規制するのはなかなか難し

と思います。先ほど言われたように、それを延々と話されたらやはりいけないと思いますし、短時間で、しかもこういうことを、議員個人として何度も何度も言われて注意されて、違和感があることを言われているんなら、別ですけど、今回聞いた範囲では、私は事実関係は分からなかったんですが、こうして話していくうちに、議員の一般質問の中でこういう意見もあってもいいのかなと今は思っています。

吉永美子委員長 今のたまかな話としては、許容範囲ではないかという意見や一般質問のときに言われることにまで波及するんじゃないかという意見もありましたけど、最初に言葉を述べるところまで、どうするのということになるんじゃないかという意見もありましたが、いかがですか。

奥良秀委員 いや、私は逆に吉永議員のこういう発言というのは、相手があることなんで、相手に対して一方的に言って、これで回答がもらえるわけではないんで、別にこの一般質問じゃなくても他の抗議文であったり、いろいろやり方はあると思います。したがって、ほかでやっていただきたいと思いますし、一般質問で、最初に季節柄のことであったり、亡くなられた方を慎んでというような言葉とかというのは、議員としての心情なんで、それは別にあっていいと思います。だから、最初の問題に戻って、副市長の悪口というのは、市議会モニターの意見ですけど、そういったものはまた別のところで解決していただきたいと思います。だから、今回に関しては、議長に通告というか、事前にお話というか了解とか、そういったことをしたのであれば、それは何ら問題はなかったのかなと思いますが、今後は気を付けていただきたいと思います。

吉永美子委員長 ちょっと待ってください。悪口ではありません。事実を申し上げるとお願いしました。最初に、短い時間で発言させてくださいとお願いしました。申出をしておりました。議長が関わってくださっていたことだったからです。

長谷川知司委員 お願いされたと思いますけど、議長は、いいですよと了解されていないと思うんですね。議長も短時間でどこまで判断できるか。私も後で聞いた中では、了解はされていないと。ただ、聞くのは聞いたけど、了解されていないという姿勢だったと聞いております。

吉永美子委員長 ただ、言うてはいけませんとは言われていません。

長谷川知司委員 一般の人が何も知らないで聞くと違和感を覚えるんです。その質問がこれだと思うんです。全くそうなんです。だから、今回の吉永議員のことについては、先ほど奥委員も言われましたけど、一般質問の場の中での枕言葉としてはちょっと違和感があると、ふさわしくないと私も判断します。だから、どうしろというわけではないです。ただ、好ましいものではないなということです。

吉永美子委員長 執行部の答弁の在り方についてという口頭で、やっぱり一つの内容として、こういう例があるじゃないかというふうに申し上げたほうがよかったのだろうか、今になったら思っていますが、そこまではしないようにしようと思ったので一言、本会議場だったから本会議場に戻したという思いだったんです。それだけだったんです。

中村博行委員 思いはいろいろあるんでしょうけども、先ほどから議会運営委員会の委員長、副委員長が、少し違和感を覚えたということで、副委員長からもう1回、この辺りを検討させていただけたらというようなお話があったと思うんですよね。そうであれば、そういうふうにしたらいかなとは思いますが。ここでいろいろ意見があるでしょうけど、それについての評価というのが、余りよろしい評価ではなかったような気がしますので、議会運営委員会でもう一度と、副委員長からお話があったように、そうされたらいかがでしょうか。

杉本保喜委員 議長の了解があったというふうに私は解釈していたんですけれ

ど、要は、先ほどから、やはり共通認識の中で市民が聞いても「そうだよね」とすんなり耳に通るものが、一つの枕言葉だと思うんですよ。とすると、正に長谷川委員が言われたように、違和感を覚えると、市民は何も知らない。それから、もう一つこの中にもあるように、議長からの注意があつてしかるべきではないかという意見まであるわけなんですよ。そういうような受け取り方をされているという結果として見たときに、やはりこれは枕言葉の中に入るには少し無理があると私は思います。例えば、災害があつて、犠牲になった方々のうんぬんという言葉は、それはみんな共通で分かってるんで、それはそれでいいんですけど、前回の議会であつたことを、いきなり持ち出されても、市民はその辺のところまで理解はしてないんで、やはりそれはそれなりに奥委員が言われたように、別のところで、理解していただくという方法が良かったのではないかなと私は思っています。

高松秀樹委員 杉本委員が言われるとおりかもしれませんけど、吉永委員の先ほどの発言は、例えば本会議場で議長に発言を求めて、副市長に対して、こういう発言をするよりも、一般質問の冒頭で非常に短くやったほうがいいだろうという判断でやられたというふうに思っています。しかしながら、方法としては、きちんと発言する方法もあつたと思います。今皆さんの意見を聞くと、ふさわしくないとか、これはどうなのという話があつたときに、これ結論でふさわしくないという、それなりの処置が必要になるんですよ。ただ、議会でふさわしくないで終わらないんですよ。懲罰に掛かるか議長の注意があるのかという話になると僕は思っています。そういう問題では全くないんじゃないのかなと思っています。議会運営委員会に戻されても結構ですけど、同じこと言うだけですので、早く終わりたいければ、議会運営委員会に戻して、もうここで議論しても無駄なんです。

吉永美子委員長 どうしますか。広聴特別委員会で、要は回答を副委員長と作って、そして皆さんに提示して、それで良いということになれば、それ

を回答にするという考え方もあるんですが、いかがですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）皆様から特になければ広聴特別委員会ですということにします。次のこの方の最後ですが、「今年度6月議会で代表質問が行われましたが、一般質問との違いがどこにあったのでしょうか。政策理念を共にする会派の特色も見えづらく、最後は議会参与が答弁で一般質問と化していました。代表質問は市長の政策理念、方針、まちづくりの考え等を掘り下げ一般質問につなげていくものだと考えておりますが、何故まともな代表質問が行われなかったのでしょうか。明確に教えてください。」とあります。これについて御意見があったら是非お願いします。

高松秀樹委員 これは、会派の代表を呼んで、聞き取りをしないと分からない話だと思います。要は会派に聞かなきゃ分からない話だと思いますので、その会派に入っていない人たちがここで、いろいろなこと言っても、結論が出ません。やるのならばそういう形でやるのか、それとも議会運営委員会の中で、再度代表質問の在り方について考えていくのか、恐らく議会運営委員会で議題になっているはずで、それは今後やっていくので、それでいいんじゃないかと思います。

吉永美子委員長 ほかの委員の皆さんいかがですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、議会運営委員会でいいということですかね。意見は特に高松委員が言われた以外ないということで、議会運営委員会は会派の代表が出られていますから、いいですね。では、次の6月15日付け市議会モニターの樋口さんからの御意見です。委員会運営資料についてです。「各委員会が開催される際に委員会資料がホームページにアップされていますが、アップされる資料の選択が統一されておらず、事務方の判断に基づいて掲載されたりされなかったりが行われているのではないかと感じています。具体的には、モニター意見や陳情書が委員会に何度も登場するわけですが、その都度資料としてアップされている場合と、されていない場合とがあります。議会として決定いただき、委員会運営のルールとして運用されるべきではないかと考えます。モニター（視聴

者)としては、その内容確認のために過去にさかのぼり探すことがないようにしていただけると手間が省けます。ご検討をください。」という御意見です。これに対して意見はありますか。

高松秀樹委員 現状を事務局にお聞きしたいと思います。現状どうでしょうか。

島津克則事務局次長 基本的に、委員の皆様にお渡しした資料をホームページに掲載しております。例えば陳情書等であれば、皆さんお持ちになっておられるので、2回、3回と議論する場合は、皆さんにお渡ししていないからホームページ上にもアップはしておりません。それから、その他にも、市のホームページで公開されているようなものは、議会のホームページにはアップしておりません。例えば、執行部からの資料で、何々の計画書とかが配られることがあります。それは市のホームページ上で公開しているので、議会のホームページにはアップしてないということです。今回言われているのは、陳情書等何回も使用するものについては皆様に1回、最初にお配りして、その後については、それを御利用になられているので、事務局としては、その度アップしていないということです。

高松秀樹委員 言われることもっともですよね。探せない場合もあるし、それをアップできるようにするってことは、リンクを貼るというのは簡単にできるんですか。

島津克則事務局次長 それは可能です。

高松秀樹委員 そうすれば、そういう形でやってもらったほうがいいのかという気がします。

長谷川知司委員 委員は常にその委員会に参加しておりますが、市議会モニターは、聞き逃したり見逃したりとかあると思うんですね。ですから先ほ

どの話になりますが、できるだけ市議会モニターにも分かるように、アップしてあげたほうがいいんじゃないかなと思います。

吉永美子委員長　ほかの委員の皆さんよろしいですか。もう担当委員会は決まらず、今の意見でよろしいですか。

伊場勇委員　そういった仕組みについては、もう議会運営委員会で話さずにもうここで決めてもいいんですかね。これは議会運営委員会でちゃんと決めなきゃいけないのかなと思ってたんですけど。

島津克則事務局次長　特にこれは、今までルールがなかったので、事務局のほうで判断して、委員の皆様にお配りした資料をホームページにアップするようにしておりました。今のお話を聞きますと、それに加えて、議題となるものの資料については、資料として出すということ、それが決まりましたら、これから事務局でそのようにしたいと思います。

吉永美子委員長　議会運営委員会まで持っていかないでいいということですね。よろしいですか、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）では、広聴特別委員会で回答するということにします。それで次が、6月24日付けで市議会モニター樋口さんから頂いている意見です。令和3年6月24日議会運営委員会を見て、代表質問についての議論がされていたので意見を申し上げます。一般質問の時間は70分と制限されています。代表質問は60分と制限されています。「議会は言論の府」という言葉よく聞きますが、一定の制限の中で行われているのが現状です。そのわずかな時間は「言論の府」の機会であり、それが減ることを議会自ら決めることは矛盾ではないかと感じます。廃止の議論をする時間があれば、「代表質問とは何か」について議論されれば良いのではないのでしょうか。他のモニター意見にありましたように「議会政策討論会」が開催されることもなく日々過ぎてきた状況からもいかがかと考えます。廃止したことでもしも何もデメリットが発生しなかったとしたらそのこと自体が問題

であると捉えるべきではないでしょうか。しっかりと議会内での議論を期待しております。」という御意見です。これに対する意見はありますか。特に議会運営委員会に出ておられる方はどうですか。

長谷川知司委員 前半だけの回答になるんですが、代表質問は、あくまでも市長の施政方針がテーマですので、時間は60分となっております。だから、一般質問とはちょっと違って、質問内容が的が絞られているという理解で、このようになっていると思います。

吉永美子委員長 ほかには意見はないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）意見が他にないようですけど、これは議会運営委員会で担当していただくということでよろしいでしょうか。いいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、6月30日までの市議会モニターの最後の御意見です。令和3年6月28日付けで頂いております。「1年間モニターとして市議会のことを学ぶ機会をいただき、大変感謝しています。本会議では、各議員の方々が本市の発展のため、市民生活を守るため、あらゆる方面からの調査、提案をされ、行政の方々が取捨選択され、具体的な実現に向け、働いておられることを知りました。あまりにも初歩的な感想で申し訳ありません。ますますのご精進をお祈りしております。」というところですが、これに対して、意見はありませんか。大変ありがたい御意見ということで、広聴特別委員会から回答させていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、市議会モニターからの御意見については終わりました、その他ですが、まず令和3年6月28日と29日に4回にわたって、市議会モニターとの意見交換会を開催しました。皆様お疲れ様でした。そのことにつきまして、8月15日発行の議会だよりに掲載させていただくことになっておりまして、その文を中岡副委員長が作られまして、今広報特別委員会でいろいろその写真どうするかとか、編集していただいております。これがある程度固まりましたら、広聴特別委員の皆様、これを出したいと思いますということで、メールで送りたいと思います。いずれにしても、意見交換会

が議会だよりに載るということをお知らせさせていただきます。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それからもう1点は、モニター制度についてでございますが、先日の意見交換会で発言させていただいておりますが、この市議会モニター制度について、どのようにしていくのかというところの意見を次の議会にきちんと申し送りをさせていただきますということを申し上げておりますので、それを踏まえて、今後議論を重ね、9月14日が最終本会議ですので、それまでには、申し送りをする委員会を開きたいと思っております。御協力をよろしくお願いいたします。それでは、本日の広聴特別委員会を終わります。お疲れ様でした。

---

午前11時9分 散会

---

令和3年7月8日

広聴特別委員長 吉永美子